

◆ 自宅前などへ粗大ごみの収集に伺います

粗大ごみ戸別収集事業 (有料)

【問い合わせ】 廃棄物対策課
☎ 20-1050 FAX 20-2575

市内に住所がある人を対象に、家具・寝具類・自転車・ファンヒーター・家電製品などの粗大ごみを、自宅前など、申し込み時に指定する場所まで収集（有料）に伺うサービスを実施しています。

収集には、1点につき200円分の粗大ごみ処理券が必要で、1回の申し込みで5点まで利用できます。
※家電リサイクル法により、市では家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は収集できません。

【申込方法】

- ①粗大ごみ受付センターに電話で申し込む
- ②市内のスーパー・商店・農協などの粗大ごみ処理券取扱店で粗大ごみ処理券を購入する
※粗大ごみ処理券の取扱店など、詳しくは「資源・ごみ分別ガイドブック」戸別収集事業のページをご覧ください。
※処理券の払い戻しはできませんので、必ず申し込みをしてから必要な枚数を購入してください。
- ③粗大ごみに粗大ごみ処理券を貼り、予約した収集日の午前9時（上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支

所管内）または午前8時30分（青山支所管内）までに申し込みをした指定場所に出す
※当日の立ち会いは必要ありません。
※申し込んだ粗大ごみ以外は収集できません。

【申込受付時間】

午前8時30分～午後5時
※土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

【申込先】

《上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内》
伊賀北部粗大ごみ受付センター ☎ 20-1255
《青山支所管内》
伊賀南部粗大ごみ受付センター ☎ 64-8700

【問い合わせ】

《上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内》
廃棄物対策課
《青山支所管内》
○青山支所振興課 ☎ 52-1112 FAX 52-2174
○伊賀南部環境衛生組合 ☎ 53-1120

◆ 特産農産物の付加価値化と栽培農家の経営向上をめざして

特産農産物などの生産を支援します

【問い合わせ】 農林振興課
☎ 43-2302 FAX 43-2313



【対象者】

市内に住所があり、指定した特産農産物を耕作する生産組織・生産者

【指定特産農産物】

搾油用菜種・アスパラガス

【助成金額・対象要件】

- 搾油用菜種：出荷販売または加工処理量1kgあたり50円
- ※指定処理施設「菜の舎」へ出荷販売または加工処理をしたものに限りです。
- アスパラガス：購入1株あたり30円
- ※新規または更新により購入したものに限りです。
- ※申請多数の場合は予算内で調整します。

【申請方法】

交付申請書兼請求書に必要事項を記入の上、次の書

類を添付して提出してください。

○搾油用菜種

- ①「菜の舎」への入荷伝票の写し
 - ②作付ほ場の位置図と作付が確認できる写真など
- ### ○アスパラガス
- ①購入を証明することができる書類（領収書など）
 - ②作付ほ場の位置図と作付が確認できる写真など
- ※書式は、市ホームページからダウンロードできます。

【申請期限】

○搾油用菜種

「菜の舎」へ出荷販売または加工処理をした日から3カ月以内

○アスパラガス

新規または更新によって、株を購入した日から3カ月以内

【申請先】

農林振興課・各支所振興課（上野支所を除く。）



◆ 救える命を救うために

救急車を利用するときのお願い

【問い合わせ】 消防救急課
☎ 24-9116 FAX 24-9111

◆ 救急車が到着するまで応急手当をしてください

「119番」に連絡して救急車を呼んでから到着するまでは、どうしても時間がかかります。

到着するまでの間、救える命を救うためには、応急手当が重要です。応急手当が必要な場合は、消防本部から電話で応急手当の方法をお伝えします。

いざというときに、大切な人を救うためにも、正しい応急手当を身につけておきましょう。

◆ 救急車の誘導にご協力ください

救急車が少しでも早く到着できるよう、救急車の到着を待つ間、応急手当をしている人以外に人手がある場合は、通り道に立って現場への案内をしていただくようご協力ください。



◆ 救急車が到着したら、次のことを伝えてください

- 事故や具合の悪くなった状況
- 救急車が到着するまでの容態の変化
- 救急車で搬送される人の情報（持病名・かかりつけの医療機関名・普段飲んでいる薬名など）



◆ 判断に迷ったときはご相談ください

急な病気やけがをしたときに救急車を呼んだほうがよいのか、自分で病院を受診すればよいのか、どこの病院に行けばよいのか迷うときは、次の番号にご相談ください。

- 伊賀市救急・健康相談ダイヤル 24 ☎ 0120-4199-22
- 三重県救急医療情報センター ☎ 24-1199

◆ 休日・夜間の発病時にご利用ください

応急診療所だより

【問い合わせ】 医療福祉政策課
☎ 22-9705 FAX 22-9673

市民の皆さんの命と健康を守ることを目的に、休日・夜間に急な病気やけがをしたとき、内科・小児科の応急医療が受けられる応急診療所を開設しています。

応急診療所は応急処置を行うところです。何日も前から同じ症状がでている場合は、必ず、かかりつけの医療機関で、平日の診療時間内に受診するようにしてください。

【診療科目】 内科・小児科

【診療時間】 ※受付は、診療終了時間の30分前まで

	月～土曜日	日曜日／祝日
午前9時～正午	—	○
午後2時～5時	—	○
午後8時～11時	○	○

【所在地】

伊賀市上野桑町
1615番地
☎ 22-9990

【受診時の持ち物】

- 健康保険証（75歳以上の人は後期高齢者医療被保険者証）
 - 健康保険高齢受給者証（70～74歳の人のみ）
 - 子ども医療費などの福祉医療費受給者証
 - お薬手帳
 - 診療代金
- ※健康保険証がない場合、診療代金は全額自費となります。

※休日・夜間のため、診療代金は割り増し加算されます。
※クレジットカードでの支払いはできません。

《受診の流れ》

- ① 受付
 - ② 問診表の記入
 - ③ 待合室で待つ
 - ④ 診察
 - ⑤ 診療代金の支払い手続きをする
 - ⑥ 薬剤を処方された人は、当番の薬局で薬剤を受け取り、支払い手続きをする
- ※薬の調剤は院外処方、処方原則1日分です。ただし、連休・年末年始は除きます。
※応急対応の診療所のため、点滴やレントゲン検査などの医療機器は備えていません。

